

Client Alert

15 June 2026

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

中国：2025年中国最高人民法院10大知的財産事件 (第1回：1～5件)

2026年4月20日、中国最高人民法院は「2025年人民法院知的財産権典型事例」を公表した。

本アラートでは、代表的な10件を2回に分けて紹介する。第1回は事例1～5である。

1. フレーズ型商標の識別力（商標）

香水について「乔治勋爵的悲剧（ジョージ卿の悲劇）」というフレーズ型商標の登録可否が争われた事案である。

行政庁および下級審は、「フレーズであり出所識別標識として認識されにくい」として識別力を否定した。

しかし最高人民法院は、以下の点を重視してこれを覆した：

- 日常的に用いられている慣用的な表現ではないこと
- 表現に独自性があること
- 商品の性質・用途を説明するものではないこと
- 市場において特定の香水を指すものとして認識されていること

以上に基づき、本願商標の識別力を肯定し、再審査を命じた。

ポイント

形式的判断ではなく「市場における認識」を重視して識別力を判断する姿勢が明確に示された。

2. 半導体特許侵害（特許）

電源管理チップに関する特許侵害が争われた事案である。

一審は侵害（均等侵害）を認めたとしたが、最高人民法院はこれを覆した。

裁判所は特に以下を強調した：

- 請求項は回路全体の論理構造として理解すべきである
- 技術的特徴を切り離して評価すべきではない
- 手段・機能・効果が異なれば均等とはいえない

以上に基づき、本件を「非侵害」と判断した。



ポイント

半導体・回路系発明においては、「論理構造・信号の流れ・制御関係」を踏まえたクレーム解釈の重要性が示された。

3. 中古機器リファビッシュ品の商標侵害（商標／損害賠償）

中古の通信機器を分解・再組立てし、商標を貼付して新品として販売した事案である。

裁判所は以下を認定した：

- 組織的・分業による大規模侵害
- 悪意の存在
- 刑事責任（商標偽造罪）に加え民事責任も成立

さらに、懲罰的損害賠償（3倍）を適用し、約2000万元の賠償を命じた。

ポイント

刑事処分が科されている場合であっても、民事において懲罰的損害賠償を適用し得ることが明確にされた点に意義がある。強い権利保護姿勢を示す事例である。

4. 技術情報の持ち出し（営業秘密・刑事）

元従業員と新会社が連携し、チップ技術を不正取得した事案である。

主な事実関係：

- 元従業員が組織的に人材を引き抜いた
- 在職中・退職後に技術情報を持ち出した
- 証拠隠滅行為（データ削除等）も行われた

裁判所は、全関与者に刑事責任を認定するとともに、損害額をライセンス料評価（約3.17億元）により算定し、営業秘密侵害罪の成立を認めた。

ポイント

ハイテク分野における営業秘密保護について、中国が刑事法による保護を強化していることを示す典型例である。

5. 悪意ある人材引き抜き（不正競争）

競合企業の従業員を大量に引き抜いた事案である。

当事者間では、一定期間の採用制限を内容とする和解契約が存在していたにもかかわらず、20名以上を継続的に採用した。また、競業避止義務回避の支援（第三者雇用、給与支払代行等）が行われた。



裁判所は、信義則違反および市場競争秩序の混乱を認定し、不正競争の成立を認めた。

ポイント

単なる人材流動の範囲を超え、契約違反かつ組織的・悪意的な引き抜きは不正競争として規制されることが明確化された。